

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第113号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条保健医療課の項第27号中「感染症診査協議会」の右に「に関する事（保健センターの所管に属するものを除く。）並びに食の安全安心推進審議会，予防接種健康被害調査委員会，結核・感染症発生動向調査委員会，小児慢性特定疾患対策審査会及び食品衛生責任者養成講習会選定委員会」を加え，同号ただし書及び同項第28号を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)